

一般振替DVP制度の開始等に伴う受託契約準則等の一部改正について

平成16年4月19日
株式会社名古屋証券取引所

・一般振替DVP制度の開始に伴う規則改正について

1. 趣旨

本年5月に証券保管振替制度の参加者間における株券等の決済に係る一般振替DVP制度が開始されることから、顧客が取引所取引の委託に係る取引参加者との間の決済について一般振替DVPを利用する場合の取扱いに関し、所要の規則改正を行う。

2. 概要

- ・ 顧客が取引所取引の委託に係る取引参加者との決済について一般振替DVPを利用する場合は、顧客は、所定の時限までに、一般振替DVPに係る清算機関である株式会社ほふりクリアリングに有価証券の引渡し又は資金の支払いを行うものとする。
- ・ 非清算参加者と清算参加者との間の決済についても同様とする。

(備考)

・ 受託契約準則第14条等

・ 清算・決済規程第5条の2

・テクニカル上場の場合の決済物件に係る規則改正について

当取引所の上場会社が他の公開会社を吸収合併する場合(被合併会社株式1株に対して1株の数の新株式が割り当てられる、又は被合併会社株式1株に対して1株を超える数の新株式が割り当てられる場合で、被合併会社株券を提出すべきものとしめない場合)、合併後最初に到来する事業年度末までの間、被合併会社株券を決済物件として取り扱うことができることとしているが、上場会社が吸収合併又は新設合併により解散し、合併会社が上場する場合においても、合併後最初に到来する事業年度末までの間、被合併会社株券を決済物件として取り扱うことができるものとする。

(備考)

・ 受託契約準則第23条等

・ 施行日

平成16年5月6日から施行する。

以 上